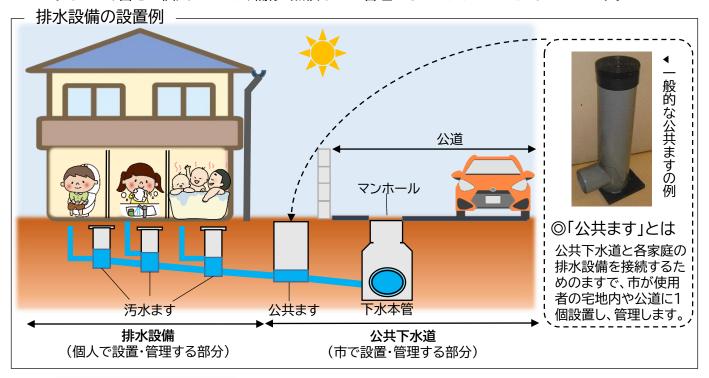
# 地域に下水道がつながったら

公共下水道が整備され、浄化センターで汚水を処理することができる地域を「処理区域」といいます。公共下水道の使用ができるようになると、市の掲示板やホームページなどで供用開始年月日、区域などをお知らせします。「処理区域」内のご家庭は、汚水を直接公共下水道に流すための「排水設備」をつくっていただきます。

## 排水設備をつくりましょう

下水道は、市が道路などに建設し管理を行う「公共下水道」、個人の敷地内などに設置し、ご家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。排水設備は排水管や汚水ますなどで、皆さま個人でつくり、補修・点検などの管理をしていただくことになっています。

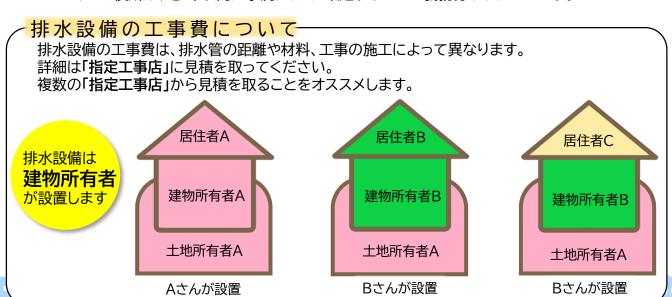


# 排水設備の設置等 (下水道法第10条)

排水設備は、遅滞なく設置しなければなりません。

# 水洗便所への改造義務 (下水道法第11条の3)

くみとり便所は、3年以内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。



# 排水設備工事の流れ

あなたが住む地域に公共下水道が整備され、自宅を水洗化することが決まった後の流れです。

## ①まずは見積をとろう

市の「指定工事店」に連絡し、見積を依頼しましょう。 見積が適切かどうか見比べるためにも、3社以上の 指定工事店から見積をとることをオススメします。



### ②工事店を決めよう

とった見積をよく確認しましょう。内容を検討し、納 得した工事店に工事を依頼してください。



### ③いよいよ工事開始

工事が開始されたら一週間ほどで完工となります。



#### ④工事の完了

工事が終わったら、市の検査を受けてください。 それに合格すると下水道を使うことができます。



#### ⑤下水道の使用開始

公共下水道使用開始届を市に提出すると、いよいよ 下水道の使用開始です。水洗トイレも使用できます。

### Memo

指定工事店でないと工事完成後の 検査を受けられず、無効工事となり 工事のやり直しを受けなければな りません。

#### Memo

トイレの種類や配管の状況等で 金額が変わってくるため、それぞれのお宅によって排水設備の工 事費用は違ってきます。

### Memo

工事中は仮設トイレを設置します。 台所や浴室等は、直前に配管を敷 設するため、公共下水道へ接続す る所要時間は半日~1日ほどです。

#### Memo

市から検査の日時の確認の連絡を するので、都合の良いときを教え てください。

# (ポイント)

- ・工事は必ず市の指定工事店に依頼すること
- ・工事費用を比較するために も複数の指定工事店から見 積をとること
- ・指定工事店に委任したら、 届出はしてもらえること

※指定工事店については備前市ホームページでご確認ください。

備前市 指定工事店

